

令和2年成人式・協力者募集

問い合わせ 社会教育課

案内状を送付します

12月10日付けで、新成人の方へ案内状を送付します。大切に保管し、当日、受付に提出してください。現在市内に住んでいない方も、市内の小・中学校を卒業した方、本籍がある方、肉親が住んでいる方は出席できますので、社会教育課へご連絡ください。

写真撮影コーナー
制作協力者募集

成人式で使用する写真撮影用バックボードの制作に協力していただける方を募集します。



日時 2年1月13日(祝)
午前10時30分開式(10時開場)

会場 住友金属鉱山アリーナ青梅(総合体育館)

対象 平成11年4月2日～12年4月1日出生の方

集めます。一生に一度の成人式を自分の手で盛り上げてみませんか。

日程 11月～12月
対象 新成人の方
申し込み 11月15日までに電話で社会教育課へ

運営協力者募集

成人式のお手伝いをしていただける方を募集します。

日時 2年1月13日(祝)

午前9時～午後零時15分
会場 住友金属鉱山アリーナ青梅

対象 高校生以上

内容 受付、タイムカプセル収納作品返還等の作業

募集人数 先着20人

申し込み 11月22日までに電話で社会教育課へ

ハローワーク青梅

福祉のしごと合同就職面接会 in 青梅

福祉分野での就職を希望している方を対象に、就職面接会を開催します。複数の企業の人事担当者と直接面接ができます。ぜひご参加ください。
日時 11月15日(金) 午後1時30分～4時
※受付は1時～3時

おうめオープンファクトリー

市内の工場30社が1日限りの工場見学「おうめオープンファクトリー」を実施します。青梅のものづくりの魅力を存分に知ることができるイベントです。工場内の見

参加企業 10社(予定)
※参加企業については、ハローワーク青梅に掲載予定
持ち物 履歴書(複数枚)、筆記用具
入場無料
直接会場へ
問い合わせ ハローワーク青梅職業相談コーナー
☎24・9163

学や加工の体験など、職人気分をお楽しみください。
日程 11月23日(祝)
会場 市内の工場30社
申し込み 青梅商工会議所ホームページ
https://www.omecci.jp/news/

青梅市葬儀生前契約サポート事業

単身等で死後の葬儀や納骨などを任せられる親族等がない市民を対象として、葬儀の生前契約をサポートします。詳細は、お問い合わせください。

対象 次のすべての条件を満たす方
▽単身世帯あるいは高齢者のみの世帯に属すること
▽自身の葬儀を任せられる親族等がないこと
▽健康保険料等を控除した本人の月収入額が16万円以下であること
▽本人の預貯金の合計額が100万円以下であること
▽生命保険等に加入していること

いる場合は、申請時における解約返戻金見込額を合算します。

▽本人の所有する不動産および有価証券がないこと
▽本人の葬儀生前契約に対する意思が明瞭であること
問い合わせ 生活福祉課 生活自立支援担当

令和元年(平成31年)に

「社会保険料控除証明書」を送付します

国民年金保険料は、所得税・住民税の申告の際、金額が社会保険料控除の対象となります。家族の国民年金保険料を納付した場合も、納付した方が社会保険料控除として申告することができ、確定申告や年末調整等で社会保険料控除を受けるには、納付したことを証明する書類の添付が必要です。日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(ハガキ)が送付されますので、年末調整や確定申告にお使いください。

2年前納をした場合

31年4月に「2年前納」により納めた国民年金保険料を所得から控除する場合は、全額を納めた年に控除するか、各年分の保険料に相当する額を各年に控除するかを選択します。

証明書の送付時期

▼平成31年1月1日～令和元年9月30日に国民年金保険料を納付した方：11月上旬
※申告には、10月以降に納付した領収証書も

証明書の送付時期

▼平成31年1月1日～令和元年9月30日に国民年金保険料を納付した方：11月上旬
※申告には、10月以降に納付した領収証書も

証明書の送付時期

▼平成31年1月1日～令和元年9月30日に国民年金保険料を納付した方：11月上旬
※申告には、10月以降に納付した領収証書も

証明書の送付時期

▼平成31年1月1日～令和元年9月30日に国民年金保険料を納付した方：11月上旬
※申告には、10月以降に納付した領収証書も

証明書の送付時期

▼平成31年1月1日～令和元年9月30日に国民年金保険料を納付した方：11月上旬
※申告には、10月以降に納付した領収証書も

証明書の送付時期

▼平成31年1月1日～令和元年9月30日に国民年金保険料を納付した方：11月上旬
※申告には、10月以降に納付した領収証書も

企業版ふるさと納税にご協力を

「青梅観光戦略創造プロジェクト」が、内閣府から地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第16項の規定に基づき、地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の対象事業に認定されました。

企業版ふるさと納税は、企業が寄附を通じて地方公共団体の行う地方創生の取り組みを応援する税制上の優遇措置を受けられる仕組みです。
企業版ふるさと納税にご協力いただき、本アクションプログラムにお力添えください。
詳細は、市ホームページ「観光情報」をご覧ください。

令和元年度決算説明会

日時・会場
▽不動産所得：11月29日(金) 午前9時30分～正午・青梅青色申告会3階会議室
▽事業所得：11月29日(金) 午後1時30分～4時・青梅青色申告会3階会議室②12月5日(木) 午後1時30分～4時・青梅商工会議所3階会議室

e-Tax講習会

日時 11月19日(火) 午後6時～7時30分
会場 市役所2階203会議室
対象 市内在住・在勤者
内容 国税庁ホームページ「e-Tax」(国税電子申告・納税システム)を利用した確定申告書作成コーナーの操作方法
※パソコンの使用台数に限りがあります。
講師 青梅税務署職員

土地の現況調査に伺います

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)の土地利況により決定されます。令和2年度の固定資産税課税評価のため、土地の現況調査を行います。固定資産評価補助員証等

土地の現況調査に伺います

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)の土地利況により決定されます。令和2年度の固定資産税課税評価のため、土地の現況調査を行います。固定資産評価補助員証等

土地の現況調査に伺います

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)の土地利況により決定されます。令和2年度の固定資産税課税評価のため、土地の現況調査を行います。固定資産評価補助員証等

土地の現況調査に伺います

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)の土地利況により決定されます。令和2年度の固定資産税課税評価のため、土地の現況調査を行います。固定資産評価補助員証等

土地の現況調査に伺います

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)の土地利況により決定されます。令和2年度の固定資産税課税評価のため、土地の現況調査を行います。固定資産評価補助員証等

土地の現況調査に伺います

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)の土地利況により決定されます。令和2年度の固定資産税課税評価のため、土地の現況調査を行います。固定資産評価補助員証等

土地の現況調査に伺います

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)の土地利況により決定されます。令和2年度の固定資産税課税評価のため、土地の現況調査を行います。固定資産評価補助員証等

土地の現況調査に伺います

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)の土地利況により決定されます。令和2年度の固定資産税課税評価のため、土地の現況調査を行います。固定資産評価補助員証等